

仕 様 書

1 件名

西部医療センターにおける看護記録システム運用支援業務委託

2 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

4 業務委託内容

看護記録システム運用支援を行う。

委託者が本システムを運用するためのシステムへの問い合わせへの回答、障害対応、メンテナンスを、電話、メール又はオンサイトにより行うこと。運用支援の受付時間は、月曜日から金曜日の 10:00 から 19:00 までとする。ただし、国民の祝日（国の定める振替休日を含む）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除くものとする。

5 成果物の提出等

（1）成果物

以下に掲げる成果物を担当者の指示に応じて提出するとともに、担当者に対して十分な説明を行わなければならない。ただし、その他担当者が必要と認めるものについては、個別に協議のうえ決定するものとする。

ア 機能説明書

イ 改修作業において作成又は修正したマニュアル（発生した場合に限る）

ウ 作業完了報告書

（2）納品条件

ア 受渡媒体、部数

電子データを 1 部とする。電子データの媒体、ファイル形式等については、担当者と協議の上決定する。

イ 納品場所

西部医療センター 情報管理室

6 検査及び委託料の支払い

運用及びシステム保守費用に関しては、当該システムを使用する病床数について、導入時等に委託者と打合せを行い協議し決定すること。また、運用の中で病床数の見直しを実施する際は、協議を実施すること。

受託者は、システムを使用する病床数の変更に伴い、運用及びシステム保守費用に関

し、委託者と協議し決定すること。

7 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、（1）の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない詳細な事項については、個別に協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本仕様書に定めるほか、受託者はその他関係法規に従うこと。
- (3) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

看護記録システム機能要件

- 1 患者状態適応型パスシステム(Patient Condition Adaptive Path System：PCAPS)を用いて、患者状態を元に目標状態に至る臨床経路を管理できること。
- 2 電子カルテシステムからデータを連携可能なこと。
- 3 データ入力、画面の見やすさ等のユーザビリティに優れたシステムであること。
- 4 データの流出、改ざんを防止するシステムを実現すること。
- 5 安定的な稼働が保証できるシステムであること。
- 6 以下の詳細機能を備えること。

大分類	中分類	小分類	機能
全般	印刷		全表示画面についてハードコピー(表示画面の印刷)が可能であること。
全般	標準マスター		各データ項目で、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格が定められているものについては、厚生労働省標準規格を採用すること。
全般	パス		患者状態における実施されるべき観察項目やケア項目を管理する手法として、看護思考プロセスナビゲーター(看護ナビ)が利用可能であること。
ユーザー認証	ユーザ識別		利用者の認証機能を設け、作業の実施者の識別ができ、利用者に紐付いて各種データが保存されるようにすること。
ユーザー認証	ユーザ識別		電子カルテ等他のアプリからの連携で利用者識別できる機能を設けること。
病棟一覧	一覧表示		登録されている病棟が一覧で表示されること。
病棟一覧	一覧表示		電子カルテ連携により、電子カルテに登録されている病棟が一覧で表示されること。
患者一覧	一覧表示		入院中の患者一覧を表示すること。
患者一覧	一覧表示		電子カルテ連携により、電子カルテ上で入院中の患者一覧を表示すること。また電子カルテ上の移動情報に連動し、入院、退院、転棟、展室の情報を反映すること。
患者一覧	一覧入力	入力	患者一覧より、巡視記録や体位変換の記録など、あらかじめ医療機関側で指定した項目も実施時刻の記録ができること。この記録はマウスクリックで実施できること。

患者一覧	一覧入力	過去入力	患者一覧より、巡視記録や体位変換の記録などを実施する際の実施時刻について、過去の時刻をあらかじめ選択した上で、記録できるようにすること。
担当患者一覧	一覧表示		利用者に紐付く担当患者の一覧を表示すること。
担当患者一覧	一覧表示		電子カルテ連携により、電子カルテ上で担当となっている患者を表示すること。なお、夜勤時に日付が変わるため、担当患者は当日の担当だけでなく、前日の担当患者も表示すること。
担当患者一覧	一覧入力	入力	担当患者一覧においても患者一覧と同様に一覧からの巡視記録や体位変換などの記録を実施できること。
患者概要	プロセスチャート		パス適用中の患者について、適用中のパス一覧が表示されること。
患者概要	プロセスチャート		PCAPS に基づくプロセスチャートが表示できること。 また適用中のパス一覧にもとづき、パスを切り替えて表示できること。
患者概要	プロセスチャート		プロセスチャートのユニットをクリックすることで当該ユニットにおける想定された患者状態に関する情報（ユニット詳細）が表示されること。
患者概要	プロセスチャート		プロセスチャートのユニット詳細より当該ユニットに移行するための画面に遷移できること。
患者概要	プロセスチャート		ユニットの移行履歴に基づき、プロセスチャート上でユニットの移行履歴が矢印で表示され、移動の履歴が可視化されること。
患者概要	イベント一覧		当該患者に関して、パス以外で治療を阻害する因子や、臨床上注意すべき要素について、サマリーとして表した項目（イベントという）を管理できること。
患者概要	イベント一覧		当該患者についてイベントの開始、終了ができること。
患者概要	イベント一覧	イベント 関連項目 の選択	イベントの開始する際に、当該イベントと関連して実施すべき観察項目ならびに、ケア項目、その他の注目すべき項目について一覧を表示するとともに、継続して実施する項目としてまとめて選択ができること。
患者概要	イベント一覧		当該患者について適用されているイベントが一覧で表示できること、また当該イベントについて開始日時を表示できること。
患者概要	タイムライン表示		患者概要として、入院から現在までのパスの適用履歴及び、ユニットの適用履歴及びイベントの適用履歴を時系列に表示することができること。

患者概要	タイムライン表示	履歴の修正	タイムライン表示より、特定のイベントを選択し、イベント開始日時、終了日時を変更することができること。
患者概要	タイムライン表示	利用者の表示	タイムライン表示において、イベントを開始した利用者名、イベントを終了した利用者名を表示することができること。
患者概要	タイムライン表示	利用者の表示	タイムライン表示において、パスを適用した利用者名を表示することができること。
医療業務	一覧表示		医療業務一覧として、当該日における実施すべき項目の一覧を、観察項目一覧、ケア項目一覧、オーダー一覧として表示できること。
医療業務	一覧表示	カルテ連携	電子カルテ連携によりオーダー情報を取得し、オーダー一覧を画面に表示できること。また、オーダー一覧において、特定のオーダーを選択することで当該オーダーの詳細を表示できること。
経過表	グラフ表示		バイタルサイン(収縮期血圧、拡張期血圧、脈拍、体温、SpO2)の時系列変化がグラフで表示できること。
経過表	グラフ表示		グラフ表示は、1週間表示を基本とし、1日、2日、7日、14日、30日表示を切り替えて表示できること。
経過表	グラフ表示		グラフの軸の上限値、下限値は医療機関側を指定した値を設定できること。
経過表	テーブル表示		当該患者における観察対象項目、ケア対象項目、管理的業務対象項目の観察結果もしくは実施結果について表形式で表示すること。
経過表	テーブル表示		観察結果もしくは実施結果の表示においては、実施時刻が表示され、合わせて実施者の情報も確認できること。
経過表	テーブル表示		観察結果もしくは実施結果に付随する叙述的情報(コメント)が存在する場合には、コメントを表内に合わせて表示することができること。
経過表	テーブル表示		コメントの表中表示もしくはフォーカス時表示については切り替えることができること。また、表中にコメントを表示しない場合には、コメントが存在することが、表中で確認できること。
経過表	オーダー表示		当該日にオーダー情報が存在する場合、経過表中にオーダー情報の存在をアイコン形式で表示すること。また当該アイコンフォーカス時に当該オーダーの詳細情報を表示すること。

経過表	オーダー表示	表示項目 制御	テーブル表示の表示項目を、必要な項目に絞り込んで表示することができること。主に当該患者に適用されているイベントを選択することで、当該イベントに関連する観察・ケア項目に絞り込むことができること。
実施記録	実施入力		当該患者について適用されている観察項目・ケア項目・管理的業務・一括入力項目(バンドル)について、一覧表示し、一覧から実施内容を記録することができること。
実施記録	実施入力		実施入力画面においては、過去の記録内容を参照しながら入力ができること。
実施記録	実施入力		実施記録の内容は、実施記録内容、記録者、記録時刻、実施時刻、コメントの内容が保存されること。また、電子カルテ連携等によりプログラムにより実施記録が生成された場合には、連携元の識別キーの情報が合わせて保存されること。
実施記録	実施入力		実施記録の確定処理は、一定期間(原則として5分)経過後に確定されたものとみなすことができること。その際、最終入力者を確定者として記録できること。
実施記録	実施入力	コメント 記載	実施記録に記録内容以外に、特筆すべきことがある場合にコメントを付与することができること。
実施記録	実施入力	記録の編 集	実施記録の内容を編集することができること。また、編集された場合には、変更履歴が残ること。変更履歴には変更者の情報ならびに変更時刻が残ること。また変更履歴が表示できること。
実施記録	実施入力	実施日時 変更	実施記録の内容につき、実施日時を変更することができること。なお、記録時刻については変更できないこと。
実施記録	実施入力	過去入力	実施入力画面において、あらかじめ過去の日時にさかのぼったうえで、複数項目をまとめて過去の日時にて入力することができること。
実施記録	実施入力	並び換え	実施入力画面における項目の一覧の並び順を任意の順番に変更することができること。
実施記録	項目追加		当該患者に記録すべき項目が一覧にない場合、項目の追加が可能であること。
実施記録	項目追加		項目の追加は、マスターから検索、現在のユニット内の一覧から選択、同一パス内の他のユニットから検索、他のパスからの検索の方法で、対象項目を選択できること。

実施記録	項目追加		項目の追加は、一括で複数の項目を選択し、追加できること。
実施記録	出力	PDF 出力	カルテ開示等の目的で、実施記録の履歴が PDF で出力できること。その際、変更履歴も出力できること。
患者向け			患者向けの看護計画書として、難しい医療用語の置き換え、わかりやすく正しい文章、サポートする家族など関係者にも役立つ内容の作成を半自動で生成できること。
分析			リアルタイム入力率分析が行えること。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。